の十九の三第八項第三号イ」に改め、同号八中「第四十一条の十九の三第七項第三号八」を「第四十一条の十九の三第七項第三号ハ」に改め、同号ニ中「第四十一条の十九の三第七項第三号」を「第四十一条の十九の三第八項第三号」に改め、同号ホ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に、「及び控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額」を「、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修工事等」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第四十一条の十九の三第七項第二号の」を「第四十一条の十九の三第八項第二号の」に改め、同号イ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号ロ中「第四十一条の十九の三第七項第二号イ」を「第四十一条の十九の三第八項第二号イ」に改め、同号ハ中「第四十一条の十九の三第七項第二号ハ」を「第四十一条の十九の三第八項第二号ハ」に改め、同号ニ中「第四十一条の十九の三第七項第二号」を「第四十一条の十九の三第八項第二号」に改め、同号ホ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に、「及び控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額」を「、控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額」に改め、同号へ中「又は対象耐久性向上改修工事等」を「、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第四十一条の十九の三第七項第一号の」を「第四十一条の十九の三第八項第一号の」に改め、同号イ中「又は対象多世帯同居改修工事等」を「、対象多世帯同居改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に改め、同号ロ中「第四十一条の十九の三第七項第一号イからニまで」を「第四十一条の十九の三第八項第一号イからホまで」に改め、同号ハ中「第四十一条の十九の三第七項第一号ホ」を「第四十一条の十九の三第八項第一号ヘ」に改め、同号ニ中「第四十一条の十九の三第七項第一号」を「第四十一条の十九の三第八項第一号」に改め、同号ホ中「又は対象多世帯同居改修工事等」を「、対象多世帯同居改修工事等又は対象子育て対応改修工事等」に、「及び控除対象多世帯同居改修標準的費用額」を「、控除対象多世帯同居改修標準的費用額及び控除対象子育て対応改修標準的費用額」に改め、同号へ中「又は対象多世帯同居改修工事等」を「、対象多世帯同居改修工事等」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　法第四十一条の十九の三第七項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事項

イ　その者の居住用家屋が法第四十一条の十九の三第七項に規定する対象子育て対応改修工事等（以下この項及び次項第一号において「対象子育て対応改修工事等」という。）をした家屋である旨

ロ　当該対象子育て対応改修工事等に係る施行令第二十六条の二十八の五第十四項に規定する合計額

ハ　当該対象子育て対応改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額

ニ　当該対象子育て対応改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第七項に規定する控除対象子育て対応改修標準的費用額（以下この項において「控除対象子育て対応改修標準的費用額」という。）

ホ　当該対象子育て対応改修工事等をした年月日

第十九条の十一の三第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十一条の十九の三第十六項」を「第四十一条の十九の三第十八項」に改め、同項第一号中「次項第七号」を「次項第八号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四十一条の十九の三第十三項」を「第四十一条の十九の三第十五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　施行令第二十六条の二十八の五第二十七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育てに係る法第四十一条の十九の三第十四項の特例対象個人の負担を軽減するための増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

第十九条の十一の四第三項第一号ハ中「第四十一条第三十二項第一号」を「第四十一条第三十四項第一号」に改める。

第二十条の七第一項中「第四十二条の十二第六項第二号」を「第四十二条の十二第六項第一号」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二第六項第十五号」を「第四十二条の十二第六項第十六号」に改め、同条第七項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日（法第四十二条の十二第六項第二号に規定する基準日をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第八項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日」に改める。

第二十条の九第二項中「又は第二項」を削る。

第二十条の十第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に、「同条第三項第八号」を「同条第五項第八号」に改め、同項第三号中「第四十二条の十二の五第三項第二号」を「第四十二条の十二の五第五項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「第四十二条の十二の五第三項第二号」を「第四十二条の十二の五第五項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第四十二条の十二の五第二項第三号ロに規定する財務省令で定める場合は、同号ロの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（当該事業年度終了の日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

2　法第四十二条の十二の五第三項第三号イに規定する財務省令で定める場合は、同号イの認定が次に掲げるものである場合（当該事業年度終了の日までに次世代育成支援対策推進法第十五条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

一　次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第一号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた次世代育成支援対策推進法第十三条の申請（次号において「認定申請」という。）に基づき受けたものを除く。）

二　次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた認定申請に基づき受けたもの及び同条第三項の規定により次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号イに規定する要件を満たしているものとみなされて受けたものを除く。）